平成２３年（フ）第６０４号
岐阜県羽島市福寿町本郷199番地２
債務者　平田　茂久
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０７号
岐阜県羽島市江吉良町1988番地５　吉田アパート102号室
債務者　桒原　正之
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3418番地
債務者　山口　紗世
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第８０２７号
大阪府大阪市此花区伝法６丁目３番４―325号
債務者　松﨑　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６６号
大阪府大東市中楠の里町15番19号
債務者　大成　幸信
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３１号
大阪市港区築港３丁目３番３―702号
債務者　嶋田　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１８４号
大阪府門真市寿町10番２―205号
債務者　森本　弘行
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０８号
大阪府東大阪市菱江２丁目14番11号　カーサ・ベージュ205号
債務者　平野みどり
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０９号
大阪府東大阪市菱江２丁目14番11号　カーサ・ベージュ205号
債務者　平野　久司
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６２号
大阪府東大阪市上四条町３番８号　上村ハイツ301号
債務者　長岡　克尚
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２０号
大阪市天王寺区東高津町11番５―306号
債務者　松田　聖子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３２号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿905号
債務者　藤井　咲代
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０２号
大阪府寝屋川市清水町47番１―307号
債務者　林　　寛泰
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１０号
大阪市平野区平野上町１丁目８番１―201号
債務者　坂東　香織
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４１号
大阪府吹田市南清和園町１―９　ハイツ岩本102号、事業所所在地大阪市東淀川区豊新３丁目24―21
債務者　居酒屋済州こと大島好子こと　玄　好子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４２号
大阪府寝屋川市高柳１丁目３番４号
債務者　浅井　好子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４６号
大阪府寝屋川市国松町41番34号
債務者　梶　ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部